

# 委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

**第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

**第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

**第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

**第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

#### （受発注者共同による品質確保）

**第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

#### （ウィークリースタンス）

**第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### （Web会議【発注者指定型】）

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### （Web検査【発注者指定型】）

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指

定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **（本業務の特記仕様事項）**

**第11条** 本業務における特記仕様事項は、別紙「地歴・土壌調査仕様書」のとおりとする。

別紙

地歴・土壌調査仕様書

1 委託業務名

R 8 サス 旧保健環境センター地歴・土壌調査

2 業務目的

旧保健環境センター解体事業に伴い当該敷地について土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染の有無を確認する。

3 対象の所在地

徳島市万代町5丁目

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年10月28日まで

5 準拠基準

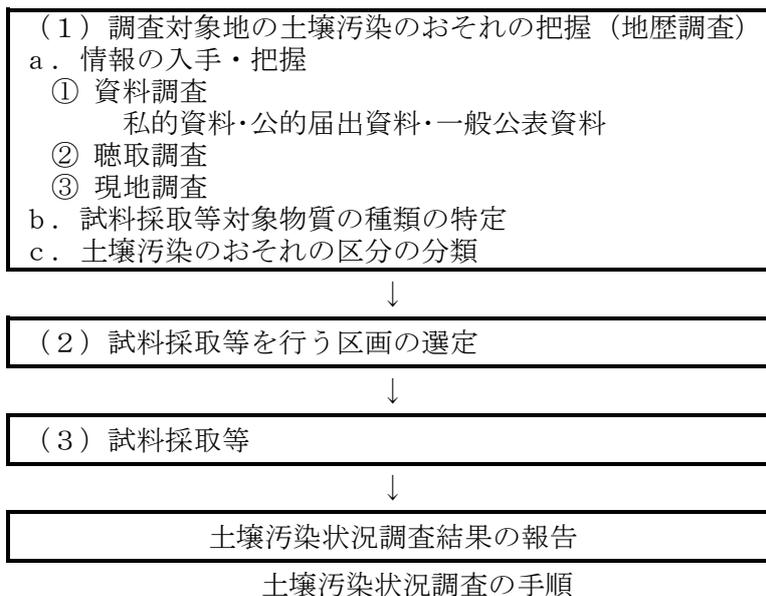
次の法令及びガイドライン等に基づいて本業務を実施する。

- ・土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）  
（令和4年8月 環境省 水・大気環境局 水環境課土壌環境室）

6 業務内容

調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）により、「土壌汚染のおそれの区分の分類」を行う。また、「試料採取等を行う区画の選定」及び「試料採取等」を行い、土壌汚染状況調査結果を報告する。

土壌汚染状況調査の手順を以下に示す。



(1) 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）

資料調査、聴取調査及び現地調査を実施し、調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手・把握する。続いて試料採取等対象物質の種類の特異、土壌汚染のおそれの区分の分類、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等を行う区画（地点や深さ）を選定する。

a. 情報の入手・把握

情報の入手・把握において確認すべき情報を以下に示す。なお、情報の入手・把握は可能な限り過去に遡って収集する。

- ・調査対象地の範囲を確定するための情報
- ・土地の用途及び地表高さの変更、地質に関する情報
- ・特定有害物質による汚染のおそれに関する情報
- ・公有水面埋立地に関する情報

① 資料調査

調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効となる資料を可能な限り入手・把握する。

② 聴取調査

調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するため、土地所有者・調査対象地の管理者などを対象に聴取調査を行う。

聴取調査の対象者の選定は監督員と協議し、監督員は聴取調査の対象者の協力が得られるように配慮する。

③ 現地調査

資料調査・聴取調査結果と現況との整合を確認するとともに、資料調査等で把握できなかった土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報を入手する。なお、監督員は土地所有者・調査対象地の管理者の協力が得られるように配慮する。

b. 試料採取等対象物質の種類の特異

情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地において土壌汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類を試料採取等対象物質の種類として特異する。

本業務では、土壌汚染対策法に基づく全特定有害物質を試料採取等対象物質とする。

c. 土壌汚染のおそれの区分の分類

情報の入手・把握において収集した情報により、調査対象地を土壌汚染対策法のおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次の三つの区分に分類する。

- ・土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

- ・ 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ・ 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（上記以外の土地）

## （２）調査箇所

試料採取等を行う区画は別添図 1 を参照すること。

## （３）試料採取検体数

下記の検体数を実施する。

但し、地歴調査結果によっては検体数を変更できる。

### a. 第一種特定有害物質

①全部対象区画：13 地点・13 検体

### b. 第二種特定有害物質・第三種特定有害物質

①全部対象区画：13 地点・13 検体

## （４）試料採取等

### a. 第一種特定有害物質

土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成15年3月環境省告示第16号）に基づいて試料採取を行う。

### b. 第二種特定有害物質・第三種特定有害物質

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン 改訂第3.1版（令和4年8月環境省 水・大気環境局 土壤環境課）Appendix-8「第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壤試料採取方法」に基づいて試料採取を行う。

## （５）分析方法

### a. 第一種特定有害物質

土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成15年3月環境省告示第16号）に基づいて分析を行う。

### b. 第二種特定有害物質

土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）  
土壤含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）  
に基づいて分析を行う。

### c. 第三種特定有害物質

土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）

## 6. 成果品

### （１）土壤汚染状況調査結果報告書

共通仕様書に基づき電子データ及び紙媒体により提出する。

(2) その他

その他監督員が指示するものを必要に応じて提出する。

7. その他

- (1) 監督員は、本業務の実施に必要な資料等を受注者に貸与又は提供するものとする。
- (2) 貸与された資料は丁寧に扱い、損傷させてはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復のうえ、監督員が指示した期日までに返却するものとする。
- (3) 設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。
- (4) 調査中、監督員からの指導があればそれに従う。
- (5) 本仕様書及び関係法令等に定めのない事項については、監督員と協議するものとする。
- (6) 工程表の変更等、業務実施計画に変更が生じる場合は、速やかに監督員に報告し、監督員の指示に従うものとする。

図 1

